

宮城県監査委員告示第 27 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第 12 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成 28 年 6 月 21 日

宮城県監査委員	中	山	耕	一
宮城県監査委員	坂	下		賢
宮城県監査委員	工	藤	鏡	子
宮城県監査委員	成	田	由	加里

記

- 1 監査委員の報告日
平成28年3月25日
- 2 通知のあった日
平成28年5月18日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 大河原県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・ H26年度収入未済額
現年度分 92,268,761円
過年度分 315,182,207円
合 計 407,450,968円
- ・ H25年度収入未済額
現年度分 95,045,555円
過年度分 377,619,962円
合 計 472,665,517円

ロ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成27年度大河原県税事務所運営方針」に基づき、収入未済額の縮減と県税収入の確保に努めた。

個人県民税については、共同催告（7市町：2,326件）や特別徴収未実施事業所への共同勧奨（2市町：5件）など市町と連携した取組を実施したほか、地方税法第48条による直接徴収（4市町：10件）や県税還付金の差押え支援（9市町：88件）など市町を支援する事業を積極的に実施した。

個人県民税以外の税目については、自動車税を中心に早期の折衝・催告により滞納の未然防止に努めるとともに、財産調査の早期着手により滞納事案に応じた効果的な財産差押えを行い、自動車や預貯金の差押えを重点的に実施した。また、高額事案や長期滞納事案については、徹底した財産調査と事案検討会による組織的な処理方針に基づく滞納処分又は滞納処分の執行停止を行い、適切な債権管理に努めた。

(2) 仙台南県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H26年度収入未済額

現年度分	114,470,016円
過年度分	271,009,386円
合 計	385,479,402円

・ H25年度収入未済額

現年度分	132,035,095円
過年度分	309,221,027円
合 計	441,256,122円

ロ 措置の内容

平成25年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成27年度県税事務運営」に基づき、次のとおり収入未済額の縮減及び税収確保に努めた。

個人県民税については、管内市町との住民税徴収確保対策会議等を通じ円滑な情報交換を図りながら共同催告や県税還付金差押え支援を行うとともに、地方税法第48条に基づく直接徴収を実施した。また、市町職員を対象とした滞納整理研修会を開催するとともに、現地研修の一環としても共同徴収に取り組むなど市町への徴収技術支援を行った。

個人県民税以外の税目については、初動・調査チームと処分チームの連携を強化しながら一層の進行管理に努め、検索をはじめ徹底した財産調査に基づき預貯金や自動車などの差押えを行うなど滞納額の縮減に努めた。

(3) 仙台中央県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H26年度収入未済額

現年度分	915,028,595円
過年度分	1,471,741,520円
合 計	2,386,770,115円

・ H25年度収入未済額

現年度分	914,497,441円
過年度分	1,912,656,039円
合 計	2,827,153,480円

ロ 措置の内容

県税滞納額縮減対策3か年計画（平成25年3月策定）、平成27年度県税事務運営及び平成27年度県税事務実施計画に基づき滞納額の縮減に取り組んだ。

個人県民税については、住民税徴収対策会議の開催、県税還付金情報の提供、車両保有状況調査支援及び合同搜索の実施等により仙台市との連携強化を図るとともに収入未済額の縮減に努めた。

その他の税目については、早期の折衝・財産調査に努め、納税資力があるにもかかわらず

ず納税に応じない者には自動車差押え、債権差押えなど滞納処分を積極的に進めた。それでも解決しない案件については、自動車タイヤロック、搜索・動産差押え、公売等を実施し、税込確保、収入未済額の縮減に努めている。

(4) 塩釜県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税込の確保に努められたい。

(内容)

- ・ H26年度収入未済額
 - 現年度分 123,076,889円
 - 過年度分 193,113,962円
 - 合 計 316,190,851円
- ・ H25年度収入未済額
 - 現年度分 114,876,766円
 - 過年度分 295,621,539円
 - 合 計 410,498,305円

ロ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策3か年計画」、「平成27年度県税事務運営」及び「平成27年度塩釜県税事務所事務実施計画」に基づき、収入未済額の縮減に努めた。

個人県民税については、日頃から各市町との連絡調整の機会を確保し信頼関係を深め連携を強化し、市町の連名による共同催告書を発送したほか、市町職員を対象とした研修会の開催や県税還付金差押え支援など市町の滞納額縮減対策への継続的な支援に取り組んだ。

また、個人県民税以外の税目については、差押えを主体とした滞納整理を継続的に実施した。(差押目標件数：300件、実施件数：457件)

さらに、財産調査を積極的に行い、財産のない者は処分停止等の措置を講じ5年時効の発生防止に努めるとともに、滞納事案検討会を開催し長期滞納者及び大口滞納者に対する対応方針を決定して効果的・効率的な滞納整理にあたった。

(5) 北部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税込の確保に努められたい。

(内容)

- ・ H26年度収入未済額
 - 現年度分 113,961,925円
 - 過年度分 395,105,009円
 - 合 計 509,066,934円
- ・ H25年度収入未済額
 - 現年度分 111,361,352円
 - 過年度分 432,602,756円
 - 合 計 543,964,108円

ロ 措置の内容

個人県民税については、「個人住民税徴収対策会議」(年2回)、「滞納処分実務研修会」(年1回)を開催し、情報交換や滞納処分技術向上の支援を図ったほか、県税職員の管内市町徴税吏員併任発令及び管内市町徴税吏員の相互併任発令職員による「併任職員徴収

対策会議」による差押え・捜索を行うチームを編成し、徴収対策を実施した。

また、法48条による直接徴収の引受や県と町の連名による共同催告を実施するなど、収入未済額の縮減に努めた。

個人県民税以外の税目については、財産調査の早期着手に努め、預貯金等債権の差押えを主体に効果的な財産差押えを実施した。さらに財産のない者は処分停止等の措置を講じ適切な徴収管理に努めた。

(6) 北部県税事務所栗原地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・ H26年度収入未済額
 - 現年度分 22,605,363円
 - 過年度分 65,706,244円
 - 合 計 88,311,607円
- ・ H25年度収入未済額
 - 現年度分 23,666,033円
 - 過年度分 93,787,047円
 - 合 計 117,453,080円

ロ 措置の内容

個人県民税については、北部県税事務所と共同で住民税徴収対策会議や滞納処分実務研修会を開催し、栗原市との連携強化、徴収技術の向上等に努めた。また、当所の職員5名を栗原市職員（徴税吏員）に併任発令し、特別徴収未納者に対し共同で訪問催告（18件）することを始め、栗原市で実施した捜索（3件）に捜索員として参加するなど、収入未済額の縮減と税収確保支援に努めた。

個人県民税以外の一般税については、早期の納税折衝、財産調査に努めたほか、納税資力があるにもかかわらず納税に応じない者には滞納処分を積極的に進めた。

なお、滞納処分は、換価が容易である債権差押えを中心としている一方、困難案件については自動車差押え、捜索・動産差押え、インターネット公売など滞納整理の手法を活用し税収確保、収入未済額の縮減に努めている。

(7) 気仙沼県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・ H26年度収入未済額
 - 現年度分 39,124,790円
 - 過年度分 126,125,838円
 - 合 計 165,250,628円
- ・ H25年度収入未済額
 - 現年度分 37,571,417円
 - 過年度分 156,976,069円
 - 合 計 194,547,486円

ロ 措置の内容

平成26年度においては、預金等の債権を中心に差押えを行ったほか、捜索も実施する

などして、滞納額の縮減に取り組んだところである。

平成27年度においては、定期的な一括預金調査や住民税課税状況調査、給与調査等の財産調査を実施し、これらの結果を活用して差押えを執行したほか、捜索も実施した。また、差押え可能財産が見つからない滞納者に対しては、こまめな折衝を心がけ自主納付に繋げた。

さらに、管内市町との連携により個人住民税の直接徴収（48条徴収）を実施し滞納額の縮減に努めた。

(8) 大河原土木事務所

イ 監査委員の報告の内容

委託料及び工事請負費の支出において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

委託料及び工事請負費について、誤った会計年度予算から支出したものの。

(イ) 平成25年度予算から支出すべきところ、平成26年度予算から支出したものの。

a 委託料

- ・件数 1件
- ・金額 459,900円

b 工事請負費

- ・件数 2件
- ・金額 1,607,550円

(ロ) 平成26年度予算から支出すべきところ、平成27年度予算から支出したものの。

a 委託料

- ・件数 1件
- ・金額 440円

b 工事請負費

- ・件数 2件
- ・金額 12,411,150円

ロ 措置の内容

誤った会計年度予算から支出した背景には、人事異動による担当者間の事務引き継ぎが不十分であったことや、担当者の予算制度に対する認識不足などがあったことから、担当者が替わっても精算事務が遺漏なく適切に行えるよう、契約・支払い等のデータをすべて盛り込んだ調書を作成し、誰もが契約・支出状況を確認できるように共有するとともに、実務研修への参加やOJTを通して担当者のスキルアップ等を図り、再発防止に努めることとした。

(9) 利府高等学校

イ 監査委員の報告の内容

需用費において、支払遅延による遅収加算額の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

公共料金振替口座に電気料を入金すべきところ、誤った口座に入金手続きしたため、口座引落不能となった結果、早期収納割引が適用されず、3%の遅収加算額が発生したものの。

- ・件数 1件
- ・電気料金額 621,794円
- ・遅収加算額 18,106円

ロ 措置の内容

支出負担行為兼支出命令決議書の決裁時に前日入金の有無及び公共料金口座への支払確認をするチェックシートを添付し、チェック体制を強化した。

(10) 工業高等学校

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 報酬において、支給額の誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

非常勤講師の報酬について、支給額の算定に誤りがあったもの。

- ・件数 1件
- ・正支給額 102,741円
- ・誤支給額 34,247円
- ・追給額 68,494円

(ロ) 需用費において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

複写サービス料金について、契約内容と異なる金額の請求書により支出したもの。

- ・件数 23件
- ・正支出額 378,736円
- ・誤支出額 417,918円
- ・返納額 39,182円

ロ 措置の内容

(イ) 再発防止のため、支出の都度、発令辞令と支給調書の照合確認を行った。また、事務室内の大型カレンダーに報酬支給日等を記載し、事務失念等の注意喚起を図った。

その結果、職員間の情報の共有化により、相互確認体制が進んだ。

(ロ) 事務処理の改善のため、支出の都度、契約書と複写機カウンター報告書との照合・確認を行った。

その結果、職員間のチェック機能が働きだし、事務室内の相互確認機能が強まった。